

町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の県内感染動向は、9月中旬以降落ち着きを見せ、9月16日、県が独自に設定した6段階の感染警戒レベルも県下全域で最も低いレベル1に引き下げられました。

こうした状況から、町でも、より徹底した感染防止対策が講じられるイベントなどは参加人数の制限を緩和していくこととしていますが、活動の活発化に伴う感染動向の変化には十分に注意が必要です。町民や事業者の皆様にはこれまで同様、新しい生活様式に沿った行動を心がけるなど、引き続き感染の防止にご協力いただきますようお願いいたします。

また、8月には町内でも4例の感染確認がありましたが、町民の皆様には人権に配慮した冷静な対応と行動をとっていただきましたことに、あらためて感謝を申し上げます。

さて、町では、本日9月18日に閉会しました町議会定例会におきまして、県下初となる「犯罪被害者等支援条例」の制定をお認めいただきました。条例では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の被害の軽減と回復を図り、平穏な生活を営めるよう支援を行うこととしております。町民の皆様にも、犯罪被害者への中傷やプライバシーの侵害など二次的被害が生じないように、地域や職場でのご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症での対応をはじめ、町では様々な場面で今後も人権を守る取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、誰もが安心して暮らせる優しい町づくりに向け、皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和2年9月18日

坂城町長 山村 弘